

平成25年8月吉日

親和全期会 賛助会員各位
親和全期会 会員各位

「**研修会**」：これで万全！家事事件手続法」のご案内

親和全期会 代表幹事 堂野達之
研修委員会 委員長 伊藤明彦

謹啓 蒸し暑い毎日が続いておりますが、先生方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当委員会は、今年度は「かゆいところに手が届く」研修会をモットーとしていますが、このたび若手会員からの強い要望に応え、家事事件手続法の施行に伴う家庭裁判所での運用の変化や留意点をテーマにした研修会を開催することとなりました。

「これで万全！家事事件手続法」

とのタイトルで、**富永 忠祐先生（法曹大同会46期）**にご講演いただきます。

平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され、半年以上が経過しました。家庭裁判所では家事事件について、新たな運用が実施されています。家事事件手続法の施行による運用上の変更点や留意点について、今回の機会にしっかり押さえておくことは、担当案件の中でしまった！と後悔しないために、非常に有意義です。

講師の富永先生は、平成20年度親和全期会代表幹事を務められ、これまで数々の研修において、家事事件全般にわたって講師を務めてこられた先生です。家事事件に精通され、家事事件手続法についても知り尽くしておられます。今回は、家事事件手続法の施行に伴う家庭裁判所での新たな運用や留意点について、わかりやすく解説していただきます。

また、研修会の後に懇親会の席もご用意しております。講師の先生を交えて、研修会では触れられなかったざっくばらんな質問、意見交換もできます。大変貴重な機会ですので、こちらの方も是非時間の許す限りご参加下さい。

ご出席いただける方は、平成25年8月16日（火）までに、末尾回答書によりFAXにてお知らせください。 謹白

記

- 1 日時 平成25年8月28日（水）
午後6時30分～
- 2 場所 弁護士会館5階 502DEF

当会の企画への参加には今年度の維持会費の納入が必要です。未納の方は、以下の口座へのお振り込みをお願い致します。

【三菱東京UFJ銀行日比谷支店・普通預金4623006

「親和全期会 会計担当 弁護士市来寛志」】

51期～55期：金32,000円 56期～58期：金27,000円 59期～62期：金18,000円

63期～64期：金10,000円 賛助会員（1期～50期）金5,000円

回 答 書

（研修委員会 西川 久貴 宛 FAX 03-5687-0135）

- 8月28日（水）午後6時30分～の研修会に出席します。
- 上記研修会後の懇親会に出席します。

ご芳名 _____（二一・東京法曹・法曹大同 _____ 期）

E-mail（差し支えがなければお知らせください） _____@_____

親和全期会のホームページを是非ご覧ください。

<http://web-shinwa.com/zenki/z-top.html>